

2 財務諸表の記載例

法 財務諸表	89
貸借対照表 (様式第15号)	90
損益計算書 (様式第16号)	95
完成工事原価報告書	98
株主資本等変動計算書 (様式第17号)	99
注記表 (様式第17号の2)	102
(附属明細表 (様式第17号の3) は、146～151頁に掲載)	
建設業財務諸表様式の科目説明 (昭和57年告示第1660号)	110
個 財務諸表	117
貸借対照表 (様式第18号)	118
損益計算書 (様式第19号)	120

法 財 務 諸 表

様式第15号	貸 借 対 照 表
様式第16号	損 益 計 算 書
	完 成 工 事 原 価 報 告 書
様式第17号	株 主 資 本 等 変 動 計 算 書
様式第17号の2	注 記 表

事業年度

自	令和	〇〇	年	4	月	1	日
至	令和	〇〇	年	3	月	31	日

(会社名) (株) 福 岡 組

(注) 消費税課税業者である場合、経営事項審査申請に提出する場合の財務諸表は、消費税抜き方式で処理したものしか認められません。

貸借対照表

決算日 令和〇〇年3月31日 現在

（会社名） （株）福岡組

資産の部

千円単位をもって表示します。
（端数切捨）

I 流動資産

千円

現金預金	
受取手形	
完成工事未収入金	
有価証券	
未成工事支出金	
材料貯蔵品	
短期貸付金	
前払費用	
繰延税金資産	
その他	
貸倒引当金	△	
流動資産合計	△

完成工事高に計上した
請負代金の未収額を計
上します。

円単位の金額でそれぞれの合計した後、
千円単位で表示します。

II 固定資産

(1) 有形固定資産

建物・構築物	
減価償却累計額	△	
機械・運搬具	
減価償却累計額	△	
工具器具・備品	
減価償却累計額	△	
土地	
リース資産	
減価償却累計額	△	

建設仮勘定		千円
その他		
減価償却累計額	△	
有形固定資産合計		B

(2) 無形固定資産

特許権		
借地権		
のれん		
リース資産		
その他		
無形固定資産合計		C

(3) 投資その他の資産

投資有価証券		
関係会社株式・関係会社出資金		
長期貸付金		
破産更生債権等		
長期前払費用		
繰延税金資産		
その他		
貸倒引当金	△	
投資その他の資産合計		D
固定資産合計		E

$$(E = B + C + D)$$

Ⅲ 繰延資産

創立費		
開業費		
株式交付費		
社債発行費		
開発費		
繰延資産合計		F
資産合計		G

$$(G = A + E + F = A A)$$

負 債 の 部

I 流 動 負 債 千円

支払手形	
工事未払金	
短期借入金	
リース債務	
未払金	
未払費用	
未払法人税等	
繰延税金負債	
未成工事受入金	
預り金	
前受収益	
..... 引当金	
その他	
流動負債合計	H

II 固 定 負 債

社債	
長期借入金	
リース債務	
繰延税金負債	
..... 引当金	
負ののれん	
その他	
固定負債合計	I
負債合計	J

決算期後1年を超えた後に返済する額を計上します。分割返済のあるものについては、決算期後1年以内の分割返済予定額を算定し、これを流動負債に振り替えなければなりません。

(J = H + I)

純 資 産 の 部

I 株 主 資 本	千円
(1) 資本金	K
(2) 新株式申込証拠金	L
(3) 資本剰余金	
資本準備金	M
その他資本剰余金	N
資本剰余金合計	O
(4) 利益剰余金	(O=M+N)
利益準備金	P
その他利益剰余金	
準備金	Q
積立金	R
繰越利益剰余金	S
利益剰余金合計	(T = P + Q + R + S) T
(5) 自己株式	△ U
(6) 自己株式申込証拠金	V
株主資本合計	(W = K + L + O + T + U + V) W
II 評価・換算差額等	
(1) その他有価証券評価差額金	
(2) 繰延ヘッジ損益	
(3) 土地再評価差額金	
評価・換算差額等合計	X
III 新株予約権	
純資産合計	(Z = W + X + Y) Z
負債純資産合計	(AA = J + Z = G) AA

記載要領

- 1 貸借対照表は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行をしん酌し、会社の財産の状態を正確に判断することができるよう明瞭に記載すること。
- 2 勘定科目の分類は、国土交通大臣が定めるところによること。
- 3 記載すべき金額は、千円単位をもって表示すること。
ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第6号に規定する大会社にあっては、百万円単位をもって表示することができる。この場合、「千円」とあるのは「百万円」として記載すること。
- 4 金額の記載に当たって有効数字がない場合においては、科目の名称の記載を要しない。
- 5 流動資産、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産、流動負債及び固定負債に属する科目の掲記が「その他」のみである場合においては、科目の記載を要しない。
- 6 建設業以外の事業を併せて営む場合においては、当該事業の営業取引に係る資産についてその内容を示す適当な科目をもって記載すること。
ただし、当該資産の金額が資産の総額の100分の5以下のものについては、同一の性格の科目に含めて記載することができる。
- 7 流動資産の「有価証券」又は「その他」に属する親会社株式の金額が資産の総額の100分の5を超えるときは、「親会社株式」の科目をもって記載すること。投資その他の資産の「関係会社株式・関係会社出資金」に属する親会社株式についても同様に、投資その他の資産に「親会社株式」の科目をもって記載すること。
- 8 流動資産、有形固定資産、無形固定資産又は投資その他の資産の「その他」に属する資産でその金額が資産の総額の100分の5を超えるものについては、当該資産を明示する科目をもって記載すること。
- 9 記載要領6及び8は、負債の部の記載に準用する。
- 10 「材料貯蔵品」、「短期貸付金」、「前払費用」、「特許権」、「借地権」及び「のれん」は、その金額が資産の総額の100分の5以下であるときは、それぞれ流動資産の「その他」、無形固定資産の「その他」に含めて記載することができる。
- 11 記載要領10は、「未払金」、「未払費用」、「預り金」、「前受収益」及び「負ののれん」の表示に準用する。
- 12 「繰延税金資産」及び「繰延税金負債」は、税効果会計の適用にあたり、一時差異（会計上の簿価と税務上の簿価との差額）の金額に重要性がないために、繰延税金資産又は繰延税金負債を計上しない場合には記載を要しない。
- 13 流動資産に属する「繰延税金資産」の金額及び流動負債に属する「繰延税金負債」の金額については、その差額のみを「繰延税金資産」又は「繰延税金負債」として流動資産又は流動負債に記載する。固定資産に属する「繰延税金資産」の金額及び固定負債に属する「繰延税金負債」の金額についても、同様とする。
- 14 各有形固定資産に対する減損損失累計額は、各資産の金額から減損損失累計額を直接控除し、その控除残高を各資産の金額として記載する。
- 15 「リース資産」に区分される資産については、有形固定資産に属する各科目（「リース資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は無形固定資産に属する各科目（「のれん」及び「リース資産」を除く。）に含めて記載することができる。
- 16 「関係会社株式・関係会社出資金」については、いずれか一方がない場合においては、「関係会社株式」又は「関係会社出資金」として記載すること。
- 17 持分会社である場合においては、「関係会社株式」を投資有価証券に、「関係会社出資金」を投資その他の資産の「その他」に含めて記載することができる。
- 18 「のれん」の金額及び「負ののれん」の金額については、その差額のみを「のれん」又は「負ののれん」として記載する。
- 19 持分会社である場合においては、「株主資本」とあるのは「社員資本」と、「新株式申込証拠金」とあるのは「出資金申込証拠金」として記載することとし、資本剰余金及び利益剰余金については、「準備金」と「その他」に区分しての記載を要しない。
- 20 その他利益剰余金又は利益剰余金合計の金額が負となった場合は、マイナス残高として記載する。
- 21 「その他有価証券評価差額金」、「繰延ヘッジ損益」及び「土地再評価差額金」のほか、評価・換算差額等に計上することが適当であると認められるものについては、内容を明示する科目をもって記載することができる。

損 益 計 算 書

自 令和〇〇年 4 月 1 日

至 令和〇〇年 3 月 31 日

(会社名) (株) 福岡組

様式三号の直前3年の各事業年度における工事施工金額と一致します。

I 売 上 高			千円
完成工事高	1		
兼業事業売上高	2	1 + 2	
II 売 上 原 価			
完成工事原価	3 = a		
兼業事業売上原価	4	3 + 4	
売上総利益 (売上総損失)			
完成工事総利益 (完成工事総損失)	b = 1 - 3		
兼業事業総利益 (兼業事業総損失)	c = 2 - 4	d = b + c = (1 + 2) - (3 + 4)	
III 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費			
役員報酬		
従業員給料手当		
退職金		
法定福利費		
福利厚生費		
修繕維持費		
事務用品費		
通信交通費		
動力用水光熱費		
調査研究費		
広告宣伝費		
貸倒引当金繰入額		
貸倒損失		
交際費		

工事現場に関与しない職員等に支払う給与等を計上します。

千円

寄付金	
地代家賃	
減価償却費	
開発費償却	
租税公課	
保険料	
雑 費	<u>e</u>
営業利益（営業損失）	<u>f= d-e</u>

IV 営業外収益

受取利息及び配当金	
その他	<u>g</u>

V 営業外費用

支払利息	
貸倒引当金繰入額	
貸倒損失	
その他	<u>h</u>
経常利益（経常損失）	<u>i= f+g-h</u>

VI 特別利益

前期損益修正益	
その他	<u>j</u>

VII 特別損失

前期損益修正損	
その他	<u>k</u>
税引前当期純利益（税引前当期純損失）	<u>m= i+j-k</u>
法人税、住民税及び事業税	
法人税等調整額	<u>n</u>
当期純利益（当期純損失）	<u>p= m-n</u>

損失の場合は△表示で計上します。

記載要領

- 1 損益計算書は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行をしん酌し、会社の損益の状態を正確に判断することができるよう明瞭に記載すること。
- 2 勘定科目の分類は、国土交通大臣が定めるところによること。
- 3 記載すべき金額は、千円単位をもって表示すること。
ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第6号に規定する大会社にあつては、百万円単位をもって表示することができる。この場合、「千円」とあるのは「百万円」として記載すること。
- 4 金額の記載に当たって有効数字がない場合においては、科目の名称の記載を要しない。
- 5 兼業事業とは、建設業以外の事業を併せて営む場合における当該建設業以外の事業をいう。この場合において兼業事業の表示については、その内容を示す適当な名称をもって記載することが出来る。
なお、「兼業事業売上高」（二以上の兼業事業を営む場合においては、これらの兼業事業の売上高の総計）の「売上高」に占める割合が軽微な場合においては、「売上高」、「売上原価」及び「売上総利益（売上純損失）」を建設業と兼業事業とに区分して記載することを要しない。
- 6 「雑費」に属する費用で販売費及び一般管理費の総額の10分の1を超えるものについては、それぞれ当該費用を明示する科目を用いて掲記すること。
- 7 記載要領6は、営業外収益の「その他」に属する収益及び営業外費用の「その他」に属する費用の記載に準用する。
- 8 「前期損益修正益」の金額が重要でない場合においては、特別利益の「その他」に含めて記載することができる。
- 9 特別利益の「その他」については、それぞれ当該利益を明示する科目を用いて掲記すること。
ただし、各利益のうち、その金額が重要でないものについては、当該利益を区分掲記しないことができる。
- 10 特別利益に属する科目の掲記が「その他」のみである場合においては、科目の記載を要しない。
- 11 記載要領8は「前期損益修正損」の記載に、記載要領9は特別損失の「その他」の記載に、記載要領10は特別損失に属する科目の記載にそれぞれ準用すること。
- 12 「法人税等調整額」は、税効果会計の適用に当たり、一時差異（会計上の簿価と税務上の簿価との差額）の金額に重要性がないために、繰延税金資産又は繰延税金負債を計上しない場合には記載を要しない。
- 13 税効果会計を適用する最初の事業年度については、その期首に繰延税金資産に記載すべき金額と繰延税金負債に記載すべき金額とがある場合には、その差額を「過年度税効果調整額」として株主資本等変動計算書に記載するものとし、当該差額は「法人税等調整額」には含めない。

完成工事原価報告書

自 令和〇〇年 4 月 1 日

至 令和〇〇年 3 月 31 日

(会社名) 株 福 岡 組

千円

I 材 料 費 5

II 労 務 費 6

(うち労務外注費)

III 外 注 費 7

IV 経 費 8

(うち人件費)

完成工事原価

a = 5 + 6 + 7 + 8

記載要領

- 1 株主資本等変動計算書は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行を
しん酌し、純資産の部の変動の状態を正確に判断することができるよう明瞭に記載すること。
- 2 勘定科目の分類は、国土交通大臣が定めるところによること。
- 3 記載すべき金額は、千円単位をもつて表示すること。
ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第6号に規定する大会社にあつては、百万円単位を
もつて表示することができる。この場合、「千円」とあるのは「百万円」として記載すること。
- 4 金額の記載に当たって有効数字がない場合においては、項目の名称の記載を要しない。
- 5 その他利益剰余金については、その内訳科目の当期首残高、当期変動額（変動事由ごとの金額）及
び当期末残高を株主資本等変動計算書に記載することに代えて、注記により開示することができる。
この場合には、その他利益剰余金の当期首残高、当期変動額及び当期末残高の各合計額を株主資本等
変動計算書に記載する。
- 6 評価・換算差額等については、その内訳科目の当期首残高、当期変動額（当期変動額については主
な変動事由にその金額を表示する場合には、変動事由ごとの金額を含む。）及び当期末残高を株主資
本等変動計算書に記載することに代えて、注記により開示することができる。この場合には、評価・
換算差額等の当期首残高、当期変動額及び当期末残高の各合計額を株主資本等変動計算書に記載する。
- 7 各合計額の記載は、株主資本合計を除き省略することができる。
- 8 当期首残高については、会社計算規則（平成18年法務省令第13号）第2条第3項第59号に規定する
遡及適用又は同項第64号に規定する誤^{びゅう}謬の訂正をした場合には、当期首残高及びこれに対する影響
額を記載する。
- 9 株主資本の各項目の変動事由及びその金額の記載は、概ね貸借対照表における表示の順序による。
- 10 株主資本の各項目の変動事由には、例えば以下のものが含まれる。
 - (1) 当期純利益又は当期純損失
 - (2) 新株の発行又は自己株式の処分
 - (3) 剰余金（その他資本剰余金又はその他利益剰余金）の配当
 - (4) 自己株式の取得
 - (5) 自己株式の消却
 - (6) 企業結合（合併、会社分割、株式交換、株式移転など）による増加又は分割型の会社分割による
減少
 - (7) 株主資本の計数の変動
 - ① 資本金から準備金又は剰余金への振替
 - ② 準備金から資本金又は剰余金への振替
 - ③ 剰余金から資本金又は準備金への振替
 - ④ 剰余金の内訳科目間の振替
- 11 剰余金の配当については、剰余金の変動事由として当期変動額に表示する。
- 12 税効果会計を適用する最初の事業年度については、その期首に繰延税金資産に記載すべき金額と繰
延税金負債に記載すべき金額とがある場合には、その差額を「過年度税効果調整額」として繰越利益剰
余金の当期変動額に表示する。
- 13 新株の発行の効力発生日に資本金又は資本準備金の額の減少の効力が発生し、新株の発行により増
加すべき資本金又は資本準備金と同額の資本金又は資本準備金の額を減少させた場合には、変動事由
の表示方法として、以下のいずれかの方法により記載するものとする。
 - (1) 新株の発行として、資本金又は資本準備金の額の増加を記載し、また、株主資本の計数の変動手

続き（資本金又は資本準備金の額の減少に伴うその他資本剰余金の額の増加）として、資本金又は資本準備金の額の減少及びその他資本剰余金の額の増加を記載する方法

(2) 新株の発行として、直接、その他資本剰余金の額の増加を記載する方法

企業結合の効力発生日に資本金又は資本準備金の額の減少の効力が発生した場合についても同様に扱う。

14 株主資本以外の各項目の当期変動額は、純額で表示するが、主な変動事由及びその金額を表示することができる。当該表示は、変動事由又は金額の重要性などを勘案し、事業年度ごとに、また、項目ごとに選択することができる。

15 株主資本以外の各項目の主な変動事由及びその金額を表示する場合、以下の方法を事業年度ごとに、また、項目ごとに選択することができる。

(1) 株主資本等変動計算書に主な変動事由及びその金額を表示する方法

(2) 株主資本等変動計算書に当期変動額を純額で記載し、主な変動事由及びその金額を注記により開示する方法

16 株主資本以外の各項目の主な変動事由及びその金額を表示する場合、当該変動事由には、例えば以下のものが含まれる。

(1) 評価・換算差額等

① その他有価証券評価差額金

その他有価証券の売却又は減損処理による増減

純資産の部に直接計上されたその他有価証券評価差額金の増減

② 繰延ヘッジ損益

ヘッジ対象の損益認識又はヘッジ会計の終了による増減

純資産の部に直接計上された繰延ヘッジ損益の増減

(2) 新株予約権

新株予約権の発行

新株予約権の取得

新株予約権の行使

新株予約権の失効

自己新株予約権の消却

自己新株予約権の処分

17 株主資本以外の各項目のうち、その他有価証券評価差額金について、主な変動事由及びその金額を表示する場合、時価評価の対象となるその他有価証券の売却又は減損処理による増減は、原則として、以下のいずれかの方法により計算する。

(1) 損益計算書に計上されたその他有価証券の売却損益等の額に税効果を調整した後の額を表示する方法

(2) 損益計算書に計上されたその他有価証券の売却損益等の額を表示する方法

この場合、評価・換算差額等に対する税効果の額を、別の変動事由として表示する。また、当該税効果の額の表示は、評価・換算差額等の内訳項目ごとに行う方法、その他有価証券評価差額金を含む評価・換算差額等に対する税効果の額の合計による方法のいずれによることもできる。

また、繰延ヘッジ損益についても同様に扱う。

なお、税効果の調整の方法としては、例えば、評価・換算差額等の増減があつた事業年度の法定実効税率を使用する方法や繰延税金資産の回収可能性を考慮した税率を使用する方法などがある。

18 持分会社である場合においては、「株主資本等変動計算書」とあるのは「社員資本等変動計算書」と、「株主資本」とあるのは「社員資本」として記載する。

注 記 表

自 令和〇〇年 4月 1日

至 令和〇〇年 3月 31日

（会社名） （株）福岡組

注

- 1 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況

- 2 重要な会計方針
 - (1) 資産の評価基準及び評価方法

 - (2) 固定資産の減価償却の方法

 - (3) 引当金の計上基準

 - (4) 収益及び費用の計上基準

 - (5) 消費税及び地方消費税に相当する額の会計処理の方法
（例）税抜方式
（ただし免税業者（年間売上1千万円以下等）は「税込方式」となる。）
 - (6) その他貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、注記表作成のための基本となる重要な事項

- 3 会計方針の変更

- 4 表示方法の変更

- 5 会計上の見積りの変更

6 誤謬^{ひゅう}の訂正

7 貸借対照表関係

(1) 担保に供している資産及び担保付債務

① 担保に供している資産の内容及びその金額

② 担保に係る債務の金額

(2) 保証債務、手形遡求債務、重要な係争事件に係る損害賠償義務等の内容及び金額

受取手形割引高 千円

裏書手形譲渡高 千円

(3) 関係会社に対する短期金銭債権及び長期金銭債権並びに短期金銭債務及び長期金銭債務

(4) 取締役、監査役及び執行役との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対する金銭債権及び金銭債務

(5) 親会社株式の各表示区分別の金額

(6) 工事損失引当金に対応する未成工事支出金の金額

8 損益計算書関係

(1) 工事進行基準による完成工事高

(2) 売上高のうち関係会社に対する部分

(3) 売上原価のうち関係会社からの仕入高

(4) 売上原価のうち工事損失引当金繰入額

(5) 関係会社との営業取引以外の取引高

(6) 研究開発費の総額（会計監査人を設置している会社に限る。）

9 株主資本等変動計算書関係

(1) 事業年度末における発行済株式の種類及び数

(2) 事業年度末における自己株式の種類及び数

(3) 剰余金の配当

(4) 事業年度末において発行している新株予約権の目的となる株式の種類及び数

10 税効果会計

11 リースにより使用する固定資産

12 金融商品関係

(1) 金融商品の状況

(2) 金融商品の時価等

13 賃貸等不動産関係

(1) 賃貸等不動産の状況

(2) 賃貸等不動産の時価

14 関連当事者との取引

取引の内容

種類	会社等の名称又は氏名	議決権の所有(被所有)割合	関係内容	科目	期末残高(千円)

ただし、会計監査人を設置している会社は以下の様式により記載する。

(1) 取引の内容

種類	会社等の名称又は氏名	議決権の所有(被所有)割合	関係内容	取引の内容	取引金額	科目	期末残高(千円)

(2) 取引条件及び取引条件の決定方針

(3) 取引条件の変更の内容及び変更が貸借対照表、損益計算書に与える影響の内容

15 一株当たり情報

(1) 一株当たりの純資産額

(2) 一株当たりの当期純利益又は当期純損失

16 重要な後発事象

17 連結配当規制適用の有無

18 その他

記載要領

1 記載を要する注記は、以下のとおりとする。

	株 式 会 社			持分会社
	会計監査人 設置会社	会計監査人なし		
		公開会社	株式譲渡 制限会社	
1 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況	○	×	×	×
2 重要な会計方針	○	○	○	○
3 会計方針の変更	○	○	○	○
4 表示方法の変更	○	○	○	○
5 会計上の見積りの変更	○	×	×	×
6 誤謬 ^{びゅう} の訂正	○	○	○	○
7 貸借対照表関係	○	○	×	×
8 損益計算書関係	○	○	×	×
9 株主資本等変動計算書関係	○	○	○	×
10 税効果会計	○	○	×	×
11 リースにより使用する固定資産	○	○	×	×
12 金融商品関係	○	○	×	×
13 賃貸等不動産関係	○	○	×	×
14 関連当事者との取引	○	○	×	×
15 一株当たり情報	○	○	×	×
16 重要な後発事象	○	○	×	×
17 連結配当規制適用の有無	○	×	×	×
18 その他	○	○	○	○

【凡例】 ○・・・記載要、×・・・記載不要

2 注記事項は、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書の適当な場所に記載することができる。この場合、注記表の当該部分への記載は要しない。

3 記載すべき金額は、注15を除き千円単位をもって表示すること。

ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第6号に規定する大会社にあっては、百万円単位をもって表示することができる。この場合、「千円」とあるのは「百万円」として記載すること。

4 注に掲げる事項で該当事項がない場合においては、「該当なし」と記載すること。

5 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書の特定の項目に関連する注記については、その関連を明らかにして記載する。

6 注に掲げる事項の記載に当たっては、当該事項の番号に対応してそれぞれ以下に掲げる要領に従って記載する。

注1 事業年度の末日において、当該会社が将来にわたって事業を継続すると

の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であって、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなおその前提に関する重要な不確実性が認められるとき（当該事業年度の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。）は、次に掲げる事項を記載する。

- ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
- ② 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策
- ③ 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由
- ④ 当該重要な不確実性の影響を貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表に反映しているか否かの別

注2 重要性の乏しい事項は、記載を要しない。

- (4) 完成工事高及び完成工事原価の認識基準、決算日における工事進捗度を見積もるために用いた方法その他の収益及び費用の計上基準について記載する。
- (5) 税抜方式及び税込方式のうち貸借対照表及び損益計算書の作成に当たって採用したものを記載する。ただし、経営状況分析申請書又は経営規模等評価申請書に添付する場合には、税抜方式を採用すること。

注3 一般に公正妥当と認められる会計方針を他の一般に公正妥当と認められる会計方針に変更した場合に、次に掲げる事項を記載する。ただし、重要性の乏しい事項は記載を要せず、また、会計監査人設置会社以外の株式会社及び持分会社にあっては、④ロ及びハに掲げる事項を省略することができる。

- ① 当該会計方針の変更の内容
- ② 当該会計方針の変更の理由
- ③ 会社計算規則（平成18年法務省令第13号）第2条第3項第59号に規定する遡及適用（以下単に「遡及適用」という。）をした場合には、当該事業年度の期首における純資産額に対する影響額
- ④ 当該事業年度より前の事業年度の全部又は一部について遡及適用をしなかった場合には、次に掲げる事項（当該会計方針の変更を会計上の見積りの変更と区別することが困難なときは、ロに掲げる事項を除く。）
 - イ 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表の主な項目に対する影響額
 - ロ 当該事業年度より前の事業年度の全部又は一部について遡及適用をしなかった理由並びに当該会計方針の変更の適用方法及び適用開始時期
 - ハ 当該会計方針の変更が当該事業年度の翌事業年度以降の財産又は損益に影響を及ぼす可能性がある場合であって、当該影響に関する事項を注記することが適切であるときは、当該事項

注4 一般に公正妥当と認められる表示方法を他の一般に公正妥当と認められる表示方法に変更した場合に、次に掲げる事項を記載する。ただし、重要性の乏しい事項は、記載を要しない。

- ① 当該表示方法の変更の内容

② 当該表示方法の変更の理由

注5 会計上の見積りの変更をした場合に、次に掲げる事項を記載する。ただし、重要性の乏しい事項は、記載を要しない。

① 当該会計上の見積りの変更の内容

② 当該会計上の見積りの変更の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表の項目に対する影響額

③ 当該会計上の見積りの変更が当該事業年度の翌事業年度以降の財産又は損益に影響を及ぼす可能性があるときは、当該影響に関する事項

注6 会社計算規則第2条第3項第64号に規定する誤謬^{びゅう}の訂正をした場合に、次に掲げる事項を記載する。ただし、重要性の乏しい事項は、記載を要しない。

① 当該誤謬^{びゅう}の内容

② 当該事業年度の期首における純資産額に対する影響額

注7

- (1) 担保に供している資産及び担保に係る債務は、勘定科目別に記載する。
- (2) 保証債務、手形遡求債務、損害賠償義務等（負債の部に計上したものを除く）の種類別に総額を記載する。
- (3) 総額を記載するものとし、関係会社別の金額は記載することを要しない。
- (4) 総額を記載するものとし、取締役、監査役又は執行役別の金額は記載することを要しない。
- (5) 貸借対照表に区分掲記している場合は、記載を要しない。
- (6) 同一の工事契約に関する未成工事支出金と工事損失引当金を相殺せずに両建てで表示したときは、その旨及び当該未成工事支出金の金額のうち工事損失引当金に対応する金額を、未成工事支出金と工事損失引当金を相殺して表示したときは、その旨及び相殺表示した未成工事支出金の金額を記載する。

注8

- (1) 工事進行基準を採用していない場合は、記載を要しない。
- (2) 総額を記載するものとし、関係会社別の金額は記載することを要しない。
- (3) 総額を記載するものとし、関係会社別の金額は記載することを要しない。
- (4) 総額を記載するものとし、関係会社別の金額は記載することを要しない。

注9

- (3) 事業年度中に行った剰余金の配当（事業年度末日後に行う剰余金の配当のうち、剰余金の配当を受ける者を定めるための会社法第124条第1項に規定する基準日が事業年度中のものを含む。）について、配当を実施した回ごとに、決議機関、配当総額、一株当たりの配当額、基準日及び効力発生日について記載する。

注10 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因を定性的に記載する。

注11 ファイナンス・リース取引（リース取引のうち、リース契約に基づく期間の中途において当該リース契約を解除することができないもの又はこれに準ずるもので、リース物件（当該リース契約により使用する物件をいう。）の借主が、当該リース物件からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ、当該リース物件の使用に伴って生じる費用等を実質的に負担することとなるものをいう。）の借主である株式会社が当該ファイナンス・リース取引について通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行っていない重要な固定資産について、定性的に記載する。

「重要な固定資産」とは、リース資産全体に重要性があり、かつ、リース資産の中に基幹設備が含まれている場合の当該基幹設備をいう。リース資産全体の重要性の判断基準は、当期支払リース料の当期支払リース料と当期減価償却費との合計に対する割合についておおむね1割程度とする。

ただし、資産の部に計上するものは、この限りでない。

注12 重要性の乏しいものについては記載することを要しない。

注13 賃貸等不動産の総額に重要性が乏しい場合は、記載を要しない。

注14 「関連当事者」とは、会社計算規則第112条第4項に定める者をいい、記載に当たっては、関連当事者ごとに記載する。関連当事者との取引には、会社と第三者との間の取引で当該会社と関連当事者との間の利益が相反するものを含む。ただし、重要性の乏しい取引及び関連当事者との取引のうち以下の取引については記載を要しない。

- ① 一般競争入札による取引並びに預金利息及び配当金の受取りその他取引の性質からみて取引条件が一般の取引と同様であることが明白な取引
- ② 取締役、会計参与、監査役又は執行役に対する報酬等の給付
- ③ その他、当該取引に係る条件につき市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して一般の取引の条件と同様のものを決定していることが明白な取引

「種類」の欄には、会社計算規則第112条第4項各号に掲げる関連当事者の種類を記載する。

注15 株式会社が当該事業年度又は当該事業年度の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合において、当該事業年度の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して(1)及び(2)に掲げる額を算定したときは、その旨を追加して記載する。

注17 会社計算規則第158条第4号に規定する配当規制を適用する場合に、その旨を記載する。

注18 注1から注17に掲げた事項のほか、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書により会社の財産又は損益の状態を正確に判断するために必要な事項を記載する。

建設業財務諸表様式の科目説明

昭和 57 年 10 月 12 日
建設省告示第 1660 号

最終改正 平成 22 年 2 月 3 日 国土交通省告示第 55 号

貸 借 対 照 表

科 目	摘 要
〔資産の部〕	
I 流動資産	
現金預金	現金 現金、小切手、送金小切手、送金為替手形、郵便為替証書、振替貯金、払出証書等 預金 金融機関に対する預金、郵便貯金、郵便振替貯金、金銭信託等で決算期後 1 年以内に現金化できると認められるもの。ただし、当初の履行期が 1 年を超え、又は超えると認められたものは、投資その他の資産に記載することができる。
受取手形	営業取引に基づいて発生した手形債権（割引に付した受取手形及び裏書譲渡した受取手形の金額は、控除して別に注記する。）。ただし、このうち破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権で決算期後 1 年以内に弁済を受けられないことが明らかなものは、投資その他の資産に記載する。
完成工事未収入金	完成工事高に計上した工事に係る請負代金（税抜方式を採用する場合も取引に係る消費税額及び地方消費税額を含む。以下同じ。）の未収額。ただし、このうち破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権で決算期後 1 年以内に弁済を受けられないことが明らかなものは、投資その他の資産に記載する。
有価証券	時価の変動により利益を得ることを目的として保有する有価証券及び決算期後 1 年以内に満期の到来する有価証券
未成工事支出金	完成工事原価に計上していない工事費並びに材料の購入及び外注のための前渡金及び手付金等
材料貯蔵品	手持ちの工事用材料及び消耗工具器具等並びに事務用消耗品等のうち未成工事支出金、完成工事原価又は販売費及び一般管理費として処理されなかつたもの
短期貸付金	決算期後 1 年以内に返済されると認められるもの。ただし、当初の返済期が 1 年を超え、又は超えると認められたものは、投資その他の資産（長期貸付金）に記載することができる。
前払費用	未経過保険料、未経過支払利息、前払賃借料等の費用の前払で決算期後 1 年以内に費用となるもの。ただし、当初 1 年を超えた後に費用となるものとして支出されたものは、投資その他の資産（長期前払費用）に記載することができる。
繰延税金資産	税効果会計の適用により資産として計上される金額のうち、次の各号に掲げるものをいう。 1 流動資産に属する資産又は流動負債に属する負債に関連するもの 2 特定の資産又は負債に関連しないもので決算期後 1 年以内に取り崩されると認められるもの
その他	完成工事未収入金以外の未収入金及び営業取引以外の取引によつて生じた未収入金、営業外受取手形その他決算期後 1 年以内に現金化できると認められるもので他の流動資産科目に属さないもの。ただし、営業取引以外の取引によつて生じたものについては、当初の履行期が 1 年を超え、又は超えると認められたものは、投資その他の資産に記載することができる。
貸倒引当金	受取手形、完成工事未収入金等流動資産に属する債権に対する貸倒見込額を一括して記載す

II 固定資産	る。
(1) 有形固定資産	
建物・構築物	次の建物及び構築物をいう。
〔建物〕	社屋、倉庫、車庫、工場、住宅その他の建物及びこれらの附属設備
〔構築物〕	土地に定着する土木設備又は工作物
機械・運搬具	次の機械装置、船舶、航空機及び車両運搬具をいう。
〔機械装置〕	建設機械その他の各種機械及び装置
〔船舶〕	船舶及び水上運搬具
〔航空機〕	飛行機及びヘリコプター
〔車両運搬具〕	鉄道車両、自動車その他の陸上運搬具
工具器具・備品	次の工具器具及び備品をいう。
〔工具器具〕	各種の工具又は器具で耐用年数が1年以上かつ取得価額が相当額以上であるもの（移動性仮設建物を含む。）
〔備品〕	各種の備品で耐用年数が1年以上かつ取得価額が相当額以上であるもの
土地	自家用の土地
リース資産	ファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である資産。ただし、無形固定資産に属するものに限る。
建設仮勘定	建設中の自家用固定資産の新設又は増設のために要した支出
その他	他の有形固定資産科目に属さないもの
(2) 無形固定資産	
特許権	有償取得又は有償創設したもの
借地権	有償取得したもの（地上権を含む。）
のれん	合併、事業譲渡等により取得した事業の取得原価が、取得した資産及び引き受けた負債に配分された純額を上回る場合の超過額
リース資産	ファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である資産。ただし、無形固定資産に属するものに限る。
その他	有償取得又は有償創設したもので他の無形固定資産科目に属さないもの
(3) 投資その他の資産	
投資有価証券	流動資産に記載された有価証券以外の有価証券。ただし、関係会社株式に属するものを除く。
関係会社株式・関係会社出資金	次の関係会社株式及び関係会社出資金をいう。
〔関係会社株式〕	会社計算規則（平成18年法務省令第13号）第2条第3項第23号に定める関係会社の株式
〔関係会社出資金〕	会社計算規則第2条第3項第23号に定める関係会社に対する出資金
長期貸付金	流動資産に記載された短期貸付金以外の貸付金
破産更生債権等	完成工事未収入金、受取手形等の営業債権及び貸付金、立替金等のその他の債権のうち破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権で決算期後1年以内に弁済を受けられないことが明らかなもの
長期前払費用	未経過保険料、未経過支払利息、前払賃借料等の費用の前払で流動資産に記載された前払費用以外のもの
繰延税金資産	税効果会計の適用により資産として計上される金額のうち、流動資産の繰延税金資産として記載されたもの以外のもの

そ の 他	長期保証金等1年を超える債権、出資金（関係会社に対するものを除く。）等他の投資その他の資産科目に属さないもの
貸 倒 引 当 金	長期貸付金等投資等に属する債権に対する貸倒見込額を一括して記載する。
Ⅲ 繰 延 資 産	
創 立 費	定款等の作成費、株式募集のための広告費等の会社設立費用
開 業 費	土地、建物等の賃借料等の会社成立後営業開始までに支出した開業準備のための費用
株 式 交 付 費	株式募集のための広告費、金融機関の取扱手数料等の新株発行又は自己株式の処分のために直接支出した費用
社 債 発 行 費	社債募集のための広告費、金融機関の取扱手数料等の社債発行のために直接支出した費用（新株予約権の発行等に係る費用を含む。）
開 発 費	新技術の採用、市場の開拓等のために支出した費用（ただし、経常費の性格をもつものは含まれない。）
〔負債の部〕	
Ⅰ 流 動 負 債	
支 払 手 形	営業取引に基づいて発生した手形債務
工 事 未 払 金	工事費の未払額（工事原価に算入されるべき材料貯蔵品購入代金等を含む。）。ただし、税抜方式を採用する場合も取引に係る消費税額及び地方消費税額を含む。
短 期 借 入 金	決算期後1年以内に返済されると認められる借入金（金融手形を含む。）
リ ー ス 債 務	ファイナンス・リース取引におけるもので決算期後1年以内に支払われると認められるもの
未 払 金	固定資産購入代金未払金、未払配当金及びその他の未払金で決算期後1年以内に支払われると認められるもの
未 払 費 用	未払給料手当、未払利息等継続的な役務の給付を内容とする契約に基づいて決算期までに提供された役務に対する未払額
未 払 法 人 税 等	法人税、住民税及び事業税の未払額
繰 延 税 金 負 債	税効果会計の適用により負債として計上される金額のうち、次の各号に掲げるものをいう。 1 流動資産に属する資産又は流動負債に属する負債に関連するもの 2 特定の資産又は負債に関連しないもので決算期後1年以内に取り崩されると認められるもの
未 成 工 事 受 入 金	請負代金の受入高のうち完成工事高に計上していないもの
預 り 金	営業取引に基づいて発生した預り金及び営業外取引に基づいて発生した預り金で決算期後1年以内に返済されるもの又は返済されると認められるもの
前 受 収 益	前受利息、前受賃貸料等
・ ・ ・ 引 当 金	修繕引当金、完成工事補償引当金、工事損失引当金等の引当金（その設定目的を示す名称を付した科目をもつて記載すること。）
修 繕 引 当 金	完成工事高として計上した工事に係る機械等の修繕に対する引当金
完 成 工 事 補 償 引 当 金	引渡しを完了した工事に係るかし担保に対する引当金
工 事 損 失 引 当 金	工事原価総額等が工事収益総額を上回る場合の超過額から、他の科目に計上された損益の額を控除した額に対する引当金
役 員 賞 与 引 当 金	役員賞与引当金決算日後の株主総会において支給が決定される役員賞与に対する引当金（実質的に確定債務である場合を除く。）
そ の 他	営業外支払手形等決算期後1年以内に支払又は返済されると認められるもので他の流動負債

	科目に属さないもの
II 固定負債	
社 債	会社法（平成18年法律第86号）第2条第23号の規定によるもの（償還期限が1年以内に到来するものは、流動負債に記載すること。）
長期借入金	流動負債に記載された短期借入金以外の借入金
リース債務	ファイナンス・リース取引におけるもののうち、流動負債に属するもの以外のもの
繰延税金負債	税効果会計の適用により負債として計上される金額のうち、流動負債の繰延税金負債として記載されたもの以外のもの
・・・引当金	退職給付引当金等の引当金（その設定目的を示す名称を付した科目をもって記載すること。）
（退職給付引当金）	役員及び従業員の退職給付に対する引当金
負ののれん	合併、事業譲渡等により取得した事業の取得原価が、取得した資産及び引き受けた負債に配分された純額を下回る場合の不足額
その他	長期未払金等1年を超える負債で他の固定負債科目に属さないもの
[純資本の部]	
I 株主資本	
資本金	会社法第445条第1項及び第2項、第448条並びに第450条の規定によるもの
新株式申込証拠金	申込期日経過後における新株式の申込証拠金
資本剰余金	
資本準備金	会社法第445条第3項及び第4項、第447条並びに第451条の規定によるもの
その他資本剰余金	資本剰余金のうち、資本金及び資本準備金の取崩しによつて生ずる剰余金や自己株式の処分差益など資本準備金以外のもの
利益剰余金	
利益準備金	会社法第445条第4項及び第451条の規定によるもの
その他利益剰余金	
・・・積立金	株主総会又は取締役会の決議により設定されるもの
（準備金）	
繰越利益剰余金	利益剰余金のうち、利益準備金及び・・・積立金（準備金）以外のもの
自己株式	会社が所有する自社の発行済株式
自己株式申込証拠金	申込期日経過後における自己株式の申込証拠金
II 評価・換算差額	
その他有価証券評価差額金	時価のあるその他有価証券を期日末時価により評価替えることにより生じた差額から税効果相当額を控除した残額
繰延ヘッジ損益	繰延ヘッジ処理が適用されるデリバティブ等を評価替えることにより生じた差額から税効果相当額を控除した残額
土地再評価差額金	土地の再評価に関する法律（平成10年法律第34号）に基づき事業用土地の再評価を行ったことにより生じた差額から税効果相当額を控除した残額
III 新株予約権	会社法第2条第21号の規定によるものから同法第255条第1項に定める自己新株予約権の額を控除した残額

損 益 計 算 書

科 目	摘 要
I 売 上 高 完 成 工 事 高	工事進行基準により収益に計上する場合における期中出来高相当額及び工事完成基準により収益に計上する場合における最終総請負高（請負高の全部又は一部が確定しないものについては、見積計上による請負高）。ただし、税抜方式を採用する場合は取引に係る消費税額及び地方消費税額を除く。 なお、共同企業体により施工した工事については、共同企業体全体の完成工事高に出資の割合を乗じた額又は分担した工事額を計上する。
兼 業 事 業 売 上 高	建設業以外の事業（以下「兼業事業」という。）を併せて営む場合における当該事業の売上高
II 売 上 原 価 完 成 工 事 原 価	完成工事高として計上したものに対応する工事原価
兼 業 事 業 売 上 原 価	兼業事業売上高として計上したものに対応する兼業事業の売上原価
売 上 総 利 益 (売 上 総 損 失)	売上高から売上原価を控除した額
完 成 工 事 総 利 益 (完 成 工 事 総 損 失)	完成工事高から完成工事原価を控除した額
兼 業 事 業 総 利 益 (兼 業 事 業 総 損 失)	兼業事業売上高から兼業事業売上原価を控除した額
III 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	
役 員 報 酬	取締役、執行役、会計参与又は監査役に対する報酬（役員賞与引当金繰入額を含む。）
従 業 員 給 料 手 当	本店及び支店の従業員等に対する給料、諸手当及び賞与（賞与引当金繰入額を含む。）
退 職 金	役員及び従業員に対する退職金（退職年金掛金を含む。）。ただし、退職給付に係る会計基準を適用する場合には、退職金以外の退職給付費用等の適当な科目により記載すること。なお、いずれの場合においても異常なものを除く。
法 定 福 利 費	健康保険、厚生年金保険、労働保険等の保険料の事業主負担額及び児童手当拠出金
福 利 厚 生 費	慰安娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞等福利厚生等に要する費用
修 繕 維 持 費	建物、機械、装置等の修繕維持費及び倉庫物品の管理費等
事 務 用 品 費	事務用消耗品費、固定資産に計上しない事務用備品費、新聞、参考図書等の購入費
通 信 交 通 費	通信費、交通費及び旅費
動 力 用 水 光 熱 費	電力、水道、ガス等の費用
調 査 研 究 費	技術研究、開発等の費用
広 告 宣 伝 費	広告、公告又は宣伝に要する費用
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	営業取引に基づいて発生した受取手形、完成工事未収入金等の債権に対する貸倒引当金繰入額。ただし、異常なものを除く。
貸 倒 損 失	営業取引に基づいて発生した受取手形、完成工事未収入金等の債権に対する貸倒損失。ただし、異常なものを除く。
交 際 費	得意先、来客等の接待費、慶弔見舞及び中元歳暮品代等
寄 付 金	社会福祉団体等に対する寄付
地 代 家 賃	事務所、寮、社宅等の借地借家料
減 価 償 却 費	減価償却資産に対する償却額
開 発 費 償 却	繰延資産に計上した開発費の償却額
租 税 公 課	事業税（利益に関連する金額を課税標準として課されるものを除く。）、事業所税、不動産取得税、固定資産税等の租税及び道路占用料、身体障害者雇用納付金等の公課
保 險 料	火災保険その他の損害保険料
雑 費	社内打合せ等の費用、諸団体会費並びに他の販売費及び一般管理費の科目に属さない費用

営業利益 (営業損失)	売上総利益(売上総損失)から販売費及び一般管理費を控除した額
IV 営業外収益	
受取利息及び配当金	次の受取利息、有価証券利息及び受取配当金をいう。
受取利息	預金利息及び未収入金、貸付金等に対する利息。 ただし、有価証券利息に属するものを除く。
有価証券利息	公社債等の利息及びこれに準ずるもの
受取配当金	株式利益配当金(投資信託収益分配金、みなし配当を含む。)
その他	受取利息及び配当金以外の営業外収益で次のものをいう。
有価証券売却益	売買目的の株式、公社債等の売却による利益
雑収入	他の営業外収益科目に属さないもの
V 営業外費用	
支払利息	次の支払利息及び社債利息をいう。
支払利息	借入金利息等
社債利息	社債及び新株予約権付社債の支払利息
貸倒引当金繰入額	営業取引以外の取引に基づいて発生した貸付金等の債権に対する貸倒引当金繰入額。ただし、異常なものを除く。
貸倒損失	営業取引以外の取引に基づいて発生した貸付金等の債権に対する貸倒損失。ただし、異常なものを除く。
その他	支払利息、貸倒引当金繰入額及び貸倒損失以外の営業外費用で次のものをいう。
創立費償却	繰延資産に計上した創立費の償却額
開業費償却	繰延資産に計上した開業費の償却額
株式交付費償却	繰延資産に計上した株式交付費の償却額
社債発行費償却	繰延資産に計上した社債発行費の償却額
有価証券売却損	売買目的の株式、公社債等の売却による損失
有価証券評価損	会社計算規則第5条第3項第1号及び同条第6項の規定により 時価を付した場合に生ずる有価証券の評価損
雑支出	他の営業外費用科目に属さないもの
經常利益 (經常損失)	営業利益(営業損失)に営業外収益の合計額と営業外費用の合計額を加減した額
VI 特別利益	
前期損益修正益	前期以前に計上された損益の修正による利益。ただし、金額が重要でないもの又は毎期定期的に発生するものは、經常利益(經常損失)に含めることができる。
その他	固定資産売却益、投資有価証券売却益、財産受贈益等異常な利益。ただし、金額が重要でないもの又は毎期定期的に発生するものは、經常利益(經常損失)に含めることができる。
VII 特別損失	
前期損益修正損	前期以前に計上された損益の修正による損失。ただし、金額が重要でないもの又は毎期定期的に発生するものは、經常利益(經常損失)に含めることができる。
その他	固定資産売却損、減損損失、災害による損失、投資有価証券売却損、固定資産圧縮記帳損、損害賠償金等異常な損失。ただし、金額が重要でないもの又は毎期定期的に発生するものは、經常利益(經常損失)に含めることができる。
税引前当期純利益 (税引前当期純損失)	經常利益(經常損失)に特別利益の合計額と特別損失の合計額を加減した額
法人税、住民税及び 事業税	当該事業年度の税引前当期純利益に対する法人税等(法人税、住民税及び利益に関する金額を課税標準として課される事業税をいう。以下同じ。)の額並びに法人税等の更正、決定等による納付税額及び還付税額
法人税等調整額	税効果会計の適用により計上される法人税、住民税及び事業税の調整額
当期純利益 (当期純損失)	税引前当期純利益(税引前当期純損失)から法人税、住民税及び事業税を控除し、法人税等調整額を加減した額とする。

完 成 工 事 原 価 報 告 書

科 目	摘 要
材 料 費	工事のために直接購入した素材、半製品、製品、材料貯蔵品勘定等から振り替えられた材料費（仮設材料の損耗額等を含む。）
労 務 費	工事に従事した直接雇用の作業員に対する賃金、給料及び手当等。工種・工程別等の工事の完成を約する契約でその大部分が労務費であるものは、労務費に含めて記載することができる。
（うち労務外注費）	労務費のうち、工種・工程別等の工事の完成を約する契約でその大部分が労務費であるものに基づく支払額
外 注 費	工種・工程別等の工事について素材、半製品、製品等を作業とともに提供し、これを完成することを約する契約に基づく支払額。ただし、労務費に含めたものを除く。
経 費	完成工事について発生し、又は負担すべき材料費、労務費及び外注費以外の費用で、動力用水光熱費、機械等経費、設計費、労務管理費、租税公課、地代家賃、保険料、従業員給料手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、交際費、補償費、雑費、出張所等経費配賦額等
（うち人件費）	経費のうち従業員給料手当、退職金、法定福利費及び福利厚生費

① 財 務 諸 表

様式第 18 号 貸 借 対 照 表
様式第 19 号 損 益 計 算 書

事業年度 $\left[\begin{array}{l} \text{自 令和 } \text{〇〇} \text{ 年 } \text{1 月 } \text{1 日} \\ \text{至 令和 } \text{〇〇} \text{ 年 } \text{12 月 } \text{31 日} \end{array} \right]$

(商号又は名称) 福 岡 工 務 店

(注) 消費税課税業者である場合、経営事項審査申請に提出する場合の財務諸表は、消費税抜き方式で処理したものしか認められません。

貸借対照表

令和〇〇年12月31日現在

商号又は名称 福岡工務店

資産の部

千円単位をもって表示
します。（端数切捨）

千円

I 流動資産

現金預金

受取手形

完成工事未収入金

有価証券

未成工事支出金

材料貯蔵品

その他

貸倒引当金

流動資産合計

完成工事高に計上した請負
代金の未収額を計上します。

△

A

II 固定資産

建物・構築物

機械・運搬具

工具器具・備品

土地

建設仮勘定

破産更生債権等

その他

固定資産合計

円単位の金額を合計し、千円
単位をもって計上します。

B

資産合計

C = A + B = L

負 債 の 部

I 流 動 負 債		千円
支払手形	
工事未払金	
短期借入金	
未払金	
未成工事受入金	
預り金	
..... 引当金	
その他	
流動負債合計	D
 II 固 定 負 債		
長期借入金	
その他	
固定負債合計	E
負 債 合 計	F = D + E

	純 資 産 の 部	
		前期の資本合計を計上
期首資本金	G
事業主借勘定	H
事業主貸勘定	△	I
事業主利益	J = V
純資産合計	K = G + H + J - I
負債純資産合計	L = F + K = C

損失又は欠損の場合は
△で表示します。

注 消費税及び地方消費税に相当する額の会計処理の方法
税抜方式 税抜方式 (いずれかに○印をすること)

損 益 計 算 書

自 令和 ○○年 1月 1日

至 令和 ○○年 12月 31日

建設業以外の事業(兼業事業)を併せて営む場合において、兼業事業における売上高が総売上高の10分の1を超えるときは、兼業事業の売上高及び売上原価を建設業と区分して記載すること。

商号又は名称 福岡工務店

I 完成工事高 M.....千円

→ 兼業事業売上高 N.....

II 完成工事原価

材料費 1.....

労務費 2.....

(うち労務外注費)

外注費 3.....

経費 4.....

O = 1 + 2 + 3 + 4

→ 兼業事業売上原価 P.....

→ ~~完成工事~~総利益 (完成工事総損失) Q = (M-O) + (N-P)

↑ 売上

↑ 売上

区分記載した場合はこのように修正記入すること。

III 販売費及び一般管理費

従業員給料手当

退職金

法定福利費

福利厚生費

維持修繕費

事務用品費

通信交通費

動力用水光熱費

広告宣伝費

交際費

寄付金

地代家賃

減価償却費

租税公課

保険料

雑 費

R

営業利益 (営業損失) S = Q - R

IV	営業外収益	千円
	受取利息及び配当金
	その他
		T
V	営業外費用	
	支払利息
	その他
		U
	事業主利益（事業主損失）	V = S + T - U = J

注 工事進行基準による完成工事高

記載要領

- 1 貸借対照表は、財産の状態を正確に判断することができるよう明りょうに記載すること。
- 2 下記以外の勘定科目の分類は、法人の勘定科目の分類によること。
期首資本金 —— 前期末の資本合計
事業主借勘定 —— 事業主が事業外資金から事業のために借りたもの
事業主貸勘定 —— 事業主が営業の資金から家事費等に充当したもの
事業主利益（事業主損失） —— 損益計算書の事業主利益（事業主損失）
- 3 記載すべき金額は、千円単位をもって表示すること。
- 4 金額の記載に当たって有効数字がない場合においては、科目の名称の記載を要しない。
- 5 「流動資産」、「有形固定資産」、「無形固定資産」、「投資その他の資産」、「流動負債」及び「固定負債」に属する科目の掲記が「その他」のみである場合においては、科目の記載を要しない。
- 6 流動資産の「その他」又は固定資産の「その他」に属する資産で、その金額が資産の総額の100分の5を超えるものについては、当該資産を明示する科目をもって記載すること。
- 7 記載要領6は、負債の部の記載に準用する。
- 8 「・・・引当金」には、完成工事補償引当金その他の当該引当金の設定科目を示す名称を付した科目をもって掲記すること。
- 9 注は、税抜方式及び税込方式のうち貸借対照表及び損益計算書の作成に当たって採用したものをいう。ただし、経営状況分析申請書又は経営規模等評価申請書に添付する場合には、税抜方式を採用すること。

記載要領

- 1 損益計算書は、損益の状態を正確に判断することができるよう明りょうに記載すること。
- 2 「事業主利益（事業主損失）」以外の勘定科目の分類は、法人の勘定科目の分類によること。
- 3 記載すべき金額は、千円単位をもって表示すること。
- 4 金額の記載に当たって有効数字がない場合においては、科目の名称の記載を要しない。
- 5 建設業以外の事業（以下「兼業事業」という。）を併せて営む場合において兼業事業における売上高が総売上高の10分の1を超えるときは、兼業事業の売上高及び売上原価を建設業と区分して表示すること。
- 6 「雑費」に属する費用で、販売費及び一般管理費の総額の10分の1を超えるものについては、それぞれ当該費用を明示する科目を用いて掲記すること。
- 7 記載要領6は、営業外収益の「その他」に属する収益及び営業外費用の「その他」に属する費用の記載に準用する。
- 8 注は、工事進行基準による完成工事高が「完成工事高」の総額の10分の1を超える場合に記載すること。